



警察庁丁生企発第473号

平成30年7月17日

一般社団法人日本調査業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



「平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等の施行に伴う協力について

平素から、警察行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年7月14日付けで、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等が公布・施行されたことにより、行政上の権利利益のうち警察に係るものについて、その満了日を延長する措置が講じられることとなりました。

つきましては、別添の警察庁生活安全局長通達「平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う生活安全局所管法令の運用について」（平成30年7月14日付け警察庁丙生企発第142号、丙少発第22号、丙保発第7号）の内容について、傘下の各団体・事業者等に対しまして周知していただきますようよろしくお願いいたします。

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	二種(平成31年3月31日まで)

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参 考 送 付 先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙生企発第142号、丙少発第22号
丙保発第7号
平 成 3 0 年 7 月 1 4 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う生活安全局所管法令の運用について(通達)
平成30年6月28日に発生した平成30年7月豪雨については、本日付けで、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成30年政令第211号。以下「令」という。)が公布・施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定非常災害(以下単に「特定非常災害」という。)として指定され、被害者の権利利益の保全等を図るための措置を講じることとされた。

これに伴い、法に基づき、本日、平成30年国家公安委員会告示第33号(以下単に「告示」という。)により、行政上の権利利益のうち警察に係るものについて、その満了日を延長する措置(以下「満了日延長措置」という。)が講じられることとされたところ、これを踏まえた生活安全局所管法律及びその下位法令の運用については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、法、令及び告示については別添1から別添3までを参照すること。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日延長措置(法第3条関係)

1 特定権利利益の定義

法第3条に基づく満了日延長措置の対象となる「特定権利利益」とは、

- 特定非常災害発生日以前に行われた法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの(法第3条第1項第1号)
- 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの(法第3条第1項第2号)

をいう。

2 法第3条第1項に基づく満了日延長措置

法第3条第1項は、告示により対象とされた特定権利利益について、相手方からの個別の申出によることなく、告示により示された地域を単位として、一括で満了日延長措置を講じるものである。

(1) 具体的な措置の内容

次の表の左欄に掲げる者（告示により示された区域にその住所（警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第4項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所の所在地）を有する者又は法人に限る。）については、それぞれ右欄に定める特定権利利益の満了日が平成30年11月30日まで延長される。

対象者（根拠条項）	特定権利利益
講習修了証明書の交付を受けている者 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第1項第1号	講習修了証明書を有効に行使できる期間
現に許可済猟銃を所持している者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第1号	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第2号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃刀法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けることができなかった者（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第3号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
合格証明書の交付を受けている者 銃刀法第5条の2第3項第4号	合格証明書を有効に行使できる期間
教習修了証明書の交付を受けている者 銃刀法第5条の2第3項第5号	教習修了証明書を有効に行使できる期間
銃刀法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法第7条の3第2項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者 銃刀法第7条の2第1項	猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間
銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者 銃刀法第7条の2第2項	更新された猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間
銃刀法第4条又は第6条の規定による許可を受	許可後、銃砲又は刀剣類を

法第24条の2第10項)

- 上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（銃刀法第25条第5項）

エ 警備業法関係

成績証明書又は講習会修了証明書を有効に行使できる期間（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第14条第3項第2号）

オ その他

2(1)の特定権利利益であって、告示により示された区域に住所を有しない者等に係るもの

(2) 留意事項

ア 火薬類の運搬証明書の場合は、地震による道路環境の変化に伴い単に証明書の有効期間を延長することができないものであることから、こうしたものについては慎重に検討すること。

イ 本項による救済措置については、特定非常災害により被害を受けた者の申請を受けて行われるものであることから、対象者となり得る者に対して、関係団体を通じた広報活動を行うなどして、周知を図るよう努めること。

ウ 本項による満了日の指定については、口頭ではなく文書により行うこと。

第2 期限内に履行されなかった義務に対する免責（法第4条第1項及び第2項関係）

1 概要

法第4条第1項及び第2項は、政府は、履行期限のある法令上の義務が特定非常災害により不履行となった場合において、行政上及び刑事上の責任を猶予する必要があるときは、免責期限（特定非常災害の発生から起算して4か月を超えない範囲で政令で定められる。）を定め、当該義務が、本来の履行期限までに履行されずとも、免責期限が到来する日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を免責することができる旨規定している。

2 具体的な措置の内容

平成30年6月28日以降に履行期限が到来する次の義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、平成30年9月28日までに履行すれば責任は問われないこととされる。

(1) 風営法関係

- 相続承認しない場合における許可証の返納義務（風営法第7条第6項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営法施行規則」という。）第18条（同規則第86条において準用する場合を含む。））
- 風俗営業等の許可申請書の記載事項に変更があったとき等における届出書の提出義務（風営法第9条第3項（同法第20条第10項及び第31条の23により準用する場合を含む。）及び第5項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）並びに風営法施行規則第20条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。））
- 風俗営業等を廃止したとき等における許可証等の返納義務（風営法第10条第1

けた者 銃刀法第8条第1項第1号	所持するまでの期間
教習資格認定証の交付を受けている者 銃刀法第9条の5第2項	教習資格認定証の有効期間
警備業法第5条第2項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第7条第2項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者 警備業法第5条第4項	認定証の有効期間

(2) 留意事項

ア 対象者は、(1)に該当する者であれば足り、現に平成30年7月豪雨により被害を受けた者である必要はないこと。

イ 本措置に伴い、練習射撃を行うことができる期間も延長されること。

ウ 本措置について関係射撃場への周知を図ること。

3 法第3条第3項に基づく満了日延長措置

法第3条第3項は、法第3条第1項に基づく満了日延長措置とは異なり、相手方からの個別の申出に応じて満了日延長措置を講じるものである。

(1) 具体的な措置の内容

特定非常災害の被害者であって、次の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについては、平成30年11月30日を限度として、都道府県公安委員会が個別に指定する日まで延長される。

ア 風営法関係

相続の承認の申請の期間（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第7条第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。））

イ 火取法関係

○ 猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可証の有効期間（火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第17条第6項及び第50条の2第1項）

○ 火薬類の運搬証明書の有効期間（火取法第19条第4項において準用する同法第17条第6項）

ウ 銃刀法関係

○ 射撃競技、公演、催しに用いられる銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（銃刀法第4条第4項）

○ 国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（銃刀法第6条第2項）

○ 仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間（銃刀法第8条第9項（同法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項及び第11条の2第6項において準用される場合を含む。））

○ 一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間（銃刀

項及び第3項並びに第10条の2第7項及び第9項（これらの規定を同法第31条の23において準用する場合を含む。）並びに風営法施行規則第23条第1項（同規則第26条第3項、第91条及び第94条第3項において準用する場合を含む。))

- 風俗営業等に係る営業所における管理者の選任義務（風営法第24条第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。))
- 店舗型性風俗特殊営業等を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（風営法第27条第2項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）、第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第2項並びに風営法施行規則第42条第2項（同規則第53条、第59条、第64条、第70条及び第104条において準用する場合を含む。))
- 管理者講習を受講させることができないときにおける書面の提出義務（風営法施行規則第40条第2項（同規則第97条第3項において準用する場合を含む。))

(2) 古物営業法関係

- 許可申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法（昭和24年法律第108号）第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項）
- 古物営業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への許可証の返納義務（古物営業法第8条第1項及び第3項並びに古物営業法施行規則第7条）
- 古物競りあっせん業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法第10条の2第2項及び古物営業法施行規則第9条の3第3項）
- 認定を受けた古物競りあっせん業者の認定申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法第21条の5第4項並びに古物営業法施行規則第19条の9第2項及び第4項）

(3) 質屋営業法関係

- 質屋を廃業したときにおける都道府県公安委員会への届出義務（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第6条）
- 質屋の営業内容に変更が生じたときにおける都道府県公安委員会への届書の提出義務（質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則第8条第1項）
- 質屋が死亡したときにおける都道府県公安委員会への届書の提出義務（質屋営業法第4条第3項及び質屋営業法施行規則第10条）
- 質屋が廃業したとき等における許可証の返納義務（質屋営業法第9条）

(4) 銃刀法関係

- 所持することとなった銃砲又は刀剣類が許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて都道府県公安委員会の確認を受ける義務（銃刀法第4条の4第1項）
- 銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が死亡し当該許可が失効した場合等における許可証等の返納義務（銃刀法第8条第4項（同法第9条の15第3項において準用する場合を含む。))

- 銃砲又は刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務（銃刀法第8条第6項及び第8条の2第1項）
- 教習射撃場等を管理する者が教習射撃指導員等を選任したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（銃刀法第9条の4第2項（同法第9条の9第2項において準用する場合を含む。））
- 教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付ける義務（銃刀法第9条の6第1項及び第9条の11第1項）
- 教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付けた場合における都道府県公安委員会への届出義務（銃刀法第9条の6第2項（同法第9条の11第2項において準用する場合を含む。））

(5) 警備業法関係

- 警備業を廃止したときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第10条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第15条第2項）
- 認定申請書等の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第11条第1項（同条第4項により準用する場合を含む。）並びに警備業法施行規則第17条第2項並びに第21条第2項及び第3項）
- 警備業を廃止したとき等における認定証の返納義務及び都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第12条及び警備業法施行規則第25条）
- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の選任義務（警備業法第22条第1項（同法第42条第3項により準用する場合を含む。））
- 指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の返納義務（警備業法施行規則第44条第2項）
- 機械警備業務に係る基地局を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項）

(6) 出会い系サイト規制法関係

- インターネット異性紹介事業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第2項）

(7) 探偵業法関係

- 探偵業を廃止したとき又は届出書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第3条第2項）

3 留意事項

- (1) 特定非常災害により義務の不履行が生じた場合のみを対象としているのであって、それ以外の事由による義務の不履行は対象としていないこと。
- (2) 履行されるべき義務が履行されなかった原因については、義務を履行することがで

きなかった者に理由を記載した書面を提出させること等により、十分に確認すること。

- (3) 法令に基づく義務の中には、「速やかに」、「遅滞なく」等の文言で義務が履行されるべき時期を示したものがあるところ（例えば、銃刀法第8条第3項の許可証記載事項の抹消を受ける義務）、これらについては本条に基づく免責の対象とはならないが、本条が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。
- (4) 個別の処分に基づき具体的な義務とその履行期限が定められたもの（例えば、風営法第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示処分等）についても、本条に基づく免責の対象とはならないが、本条が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

第3 その他

一定の期間が経過することを処分事由とした営業許可の取消処分等の行政処分（例えば、古物営業法第6条第3号に基づく古物営業の許可の取消し等）については、法の適用対象外であるが、法の趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

【本件担当】

警察庁生活安全局

生活安全企画課企画法制第一係

（※通達全般、警備業法、古物営業法、質屋営業法及び探偵業法関係）

川崎警部補 800-3023

少年課法令係

（※出会い系サイト規制法関係）

北川警部 800-3082

保安課企画係

（※風営法、火取法及び銃刀法関係）

頼則警部 800-3200

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は（中略）命令若しくは（中略）告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（中略）

略）の長（中略）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

45 (略)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な

い事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

政令第二百十一号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成三十年十一月三十日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成三十一年二月二十八日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

平成三十年七月豪雨による災害を特定非常災害として指定するとともに、当該特定非常災害に対し適用すべき措置として行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置等を指定する等の必要があるからである。

○国家公安委員会告示第三十三号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）により指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

平成三十年七月十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第一百十七号）第五条第四項及び道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又

は主たる事務所の所在地）を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、平成三十年十一月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対 象 者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定による許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録を受けた法人

道路交通法第八十七条第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十二条の二第一項	道路交通法第九十二条の二第一項に規定する免許証の交付又は更新を受けた者
道路交通法第九十二条の二第二項	道路交通法第九十二条の二第二項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十二条の二第三項	道路交通法第九十二条の二第三項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十六条の二	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において

					て準用する場合にあつては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者)
道路交通法第九十七条の二第一項第一号				道路交通法第九十七条の二第一項第二号を有する者	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面
道路交通法第九十七条の二第一項第二号				卒業証明書又は修了証明書を有する者	道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかつた者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号				道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかつた者	道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者
道路交通法第九十七条の二第一項第四号					準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪
道路交通法第九十七条の二第一項第五号					
道路交通法第百条の二第一項第一号					

号（同条第四項において準用する場合を含む。）	
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第一号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第二号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第三号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第三号	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ロ	に規定する卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者

道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ホ	普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号に

	規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号	原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号に

道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者

道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する準中型自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第六号	道路交通法施行令第三十四条の五第六号に規定する免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる

	講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十九条の二の四	道路交通法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第九条第一号	道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定

	が解除された者
道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第九 条第二号	道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二 号に規定する限定が解除された者
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六 十号）第十八条の二第一項	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定す る講習を終了した者
道路交通法施行規則第二十六条の二	特定失効者又は特定取消処分者
技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公 安委員会規則第三号）第十七条第一項第一号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第 一号に規定する成績を得た者
技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第 二号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第 二号に規定する講習を修了した者
運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国 家公安委員会規則第四号）第五条第一項	特定失効者
警備業法第五条第四項	警備業法第五条第二項の規定による認定証の交付

	を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第三項	国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	

平成30年7月14日
警 察 庁

平成30年7月豪雨による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害に指定されました。
これにより、次の措置が講じられます。

①許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域^(※1)の方々を対象に、運転免許のような許認可等（平成30年6月28日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が平成30年11月30日（金）まで延長されます^(※2)。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・運転免許証の有効期間の延長（道交法）
- ・猟銃等の所持の許可の有効期間の延長（銃刀法）
- ・犯罪被害者等給付金の申請期間の延長（犯罪被害者支援法）等

（※1）平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（※2）措置に関する告示は、下記リンク参照

<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20180714honbun.pdf>

②期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、平成30年9月28日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 延長・猶予の対象や手続の詳細については、お住まいの地域の府県警察までお問合せください。